

進学を諦める前に修学支援新制度の確認を

[高等教育の修学支援新制度 授業料等減免の上限額(年額・住民税非課税世帯)]

	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	約28万円	約54万円	約26万円	約70万円
短期大学	約17万円	約39万円	約25万円	約62万円
専門学校	約7万円	約17万円	約16万円	約59万円

2020年度より高等教育の修学支援新制度がスタート。授業料等減免制度が創設され、返還不要の給付型奨学金が拡充された。支援対象は所得と学業成績・学修意欲の要件を満たす人。対象機関として大学・短大の98.0%、専門学校の73.2%が要件確認を受けている(2021年1月29日現在)。費用面で進学を諦める前に、制度が使えるかどうか確認を。

文部科学省「高等教育の修学支援新制度について」

※表は住民税非課税世帯の場合。住民税非課税世帯に準ずる世帯については、これの3分の2または3分の1が支援される